

## 鳥取県立人権ひろば21の指定管理候補者の選定について

鳥取県立人権ひろば21の指定管理者について、鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）において審査した結果、県として次の団体を指定管理候補者として選定した。

### 1 指定管理候補者

公益社団法人鳥取県人権文化センター 鳥取市扇町21番地 会長 前田 義機

### 2 指定期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

### 3 指定管理料の額

45,000,000円〔参考〕単年度指定管理料の額 9,000,000円

### 4 選定理由

公益社団法人鳥取県人権文化センターを指名し、審査委員会において審査基準に基づき総合的に審査した結果、指定管理候補者として適当であると認められた。

### 5 審査の経緯

公益社団法人鳥取県人権文化センターから提出された事業計画書等の審査や面接を実施し、あらかじめ定めた審査項目ごとに各審査基準を満たしているか審査した。

#### (1) 審査委員

氏名	所属等
國本真吾	鳥取短期大学 准教授
長井いずみ	長井いずみ税理士事務所 税理士
村口 恵	湯梨浜町教育委員会生涯学習・人権推進課 人権教育推進員
北尾和宏	公募委員（鳥取県農業協同組合中央会総合企画部）
明場達朗	鳥取県地域社会振興部人権尊重社会推進局 局長

※村口委員、北尾委員は当日欠席

#### (2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会：令和5年4月27日（木）
  - ・鳥取県立人権ひろば21の概要説明、審査要項等の審議
- イ 第2回審査委員会：令和5年8月8日（火）
  - ・面接審査後、審査基準に照らした審議

#### (3) 審査基準

	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理運営の基本的な考え方の適合性 ・施設の設置目的の理解 ・管理運営の方針 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は、失格	なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(事業の運営方針、サービス向上策、利用促進策等) ○管理の基準 ・開館時間、休館日 ・個人情報保護、情報の公開 ○施設設備の維持・衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置 ○利用者等の要望の把握	60

3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画の妥当性 ○経費の節減に対する取組	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○法人の財政基盤、経営基盤 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人の社会的責任の遂行状況 ・障がい者雇用 ・男女共同参画推進企業等の認定等 ・ISO14001・TEAS I 種規格等の認証等 ・あいサポート企業等の認定等 ○当該施設の管理運営状況の実績評価	20

#### (4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1 (適/不適)	適	・設置目的を踏まえ、実績をもとに事業展開が計画されている。 ・生涯学習センター内に移転したが、利用者が行きやすいよう工夫されている。
2 (60点)	適 (41点)	・コロナ禍の状況を踏まえ従前のサービスを見直す等、利用者の利便性を念頭に置きながら柔軟に対応できている。
3 (20点)	適 (12点)	・経費の節減に取り組む姿勢が示されている。
4 (20点)	適 (11点)	・人材(職員数)を確保されている。
総合評価 (100点)	適 (64点)	・鳥取県立人権ひろば21の指定管理者候補者として、全員一致で適当であると認める。

※点数は委員3名の平均

#### 6 指定管理候補者の事業計画の概要

##### (1) 開館時間・休館日(現行どおり)

○開館時間：午前9時から午後5時まで

○休館日：祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)

(蔵書点検等、館長が管理運営上必要であると判断した場合は、別に臨時休館日を設定する。)

##### (2) ライブラリー、交流スペースの活用方法

○図書、DVDの貸出し ○交流スペースで小イベント、人権学習会の実施

##### (3) 利用促進のための取組み

○キッズ・コーナーを設置し、子ども連れでも利用しやすい空間を確保

○ホームページ上で図書等の検索及び貸出の予約ができるサービスの提供

○県内図書館や学校図書館等で施設を紹介するパネル及びバナースタンドの展示

##### (4) 経費削減のための取組

○節電を始めとして、経常経費の節減に取り組む。

○啓発展示の案内ポスター等の自作作成に取り組むなど、できる範囲内で外注経費の削減に努める。